令和８年（フ）第２１０５号
横浜市戸塚区原宿４丁目23番７―206号
債務者　深野　香織
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目37番17号　ユナイト大倉山レイナーワイス212号
債務者　松本　博子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０２号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町２丁目２番25号　ソレーユ北新町Ｌ　１号、前住所大阪市福島区吉野１丁目１番25―1005号
債務者　上田　修也
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市武庫之荘８丁目７番22号　ベルエアー武庫之荘　303号
債務者　明智　英子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７０号
兵庫県尼崎市田能５丁目10番50号
債務者　山口　　亮
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第８８号
広島県呉市本通２丁目３番25―102号
債務者　早戸　　魁
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１０６号
広島県江田島市江田島町小用２丁目44番17号、旧住所徳島市南沖洲１丁目７番24―５号
債務者　曽根　和則
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２０９号
佐賀県小城市芦刈町永田494番地
債務者　辻　　祥子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１４号
佐賀市水ヶ江二丁目６番24号　メゾンボータン水ヶ江205
債務者　中山　飛巳
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６３号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀5375番地６、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字簑原2101番地254
債務者　増田　和暢
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５３号
宮崎県延岡市北浦町古江3131番地
債務者　宇藤秀太朗
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１５６号
宮崎県日向市大字財光寺218番地１　フローリッシュＩＡ棟102号
債務者　矢野　雅士
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第７８号
岩手県大船渡市立根町字関谷31番地４　県営住宅１号棟307号室、前住所岩手県大船渡市三陸町越喜来字前田16番地３
債務者　及川　圭子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１１９号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北57番地１４号棟
債務者　結城　和昭
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
宮城県大崎市岩出山字上川原町95番地２
債務者　上遠野　悟
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１１８５号
東京都日野市日野台５丁目３番地の１メゾン・ド・ノア日野台203
債務者　萩原　　唯
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４０９号
東京都小平市津田町２丁目４番１―210号
債務者　山本　智愛
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部